

## 第2 提言（案）

### 3 経済的支援の手続、給付方法、管理・運営、法形式に関するもの

#### (3) 経済的支援制度の管理・運営はどのように行うべきか

##### 経済的支援に関するアドバイザー制度

犯罪被害者等に適用のある経済支援制度は、犯罪被害給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度など、国民一般にも適用される制度が多数存在する。

しかしながら、犯罪被害者等の意見・要望を見ると、現場の認識の誤りや犯罪被害者等に対する制度の周知不足により、これら制度が必ずしも適切・円滑に適用されていないと思われるケースも見られる。

経済支援制度を実質的に現状より手厚くするためには、犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等に特化した制度だけでなく社会保障・社会福祉制度の全般に関して、犯罪被害者等の相談に乗り、必要な~~助言~~~~アドバイス~~を行うアドバイザー制度の創設が必要である。

この点については、すでに「支援のための連携に関する検討会」において、経済的支援を円滑にすることも含めた関係機関・団体の連携強化という観点から、

- ・犯罪被害者等が置かれている個々の事情に応じたアドバイスができるような、社会保障制度を含む犯罪被害者等の経済的支援に関する包括的知識のある人材育成の必要性とそのための研修プログラムやマニュアル、正確な知識を等を全国に広げる仕組みの必要性

- ・犯罪被害相談員や社会福祉士が、や司法書士や税理士等の専門家と連携できるネットワーク作りの必要性

が指摘され、これに対処するための施策の提言が検討されており、その提言に基づく取組を着実に実施すべきである。

#### 【修文理由】

「犯罪被害者等早期援助団体」の犯罪被害相談員は支援活動としてすでに、福祉事務所や司法書士との連携の元、経済的支援に関する情報提供やアドバイスを行っているため、犯罪被害相談員と、司法書士を入れていただく方が関係者の理解を得やすく支援の円滑化に結びつくと考えられるため。